

公共放送ワーキンググループ（第13回） 議事要旨

1 日時

令和5年8月29日（火）15時00分～17時03分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

三友主査、山本主査代理、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

(2) オブザーバー・出席者

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会（今城委員長、堀副委員長、高野委員、梅谷委員）

(3) 総務省

松本総務大臣、竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、
金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同課室長

4 議事要旨

(1) 日本新聞協会メディア開発委員会からの説明

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長から、資料13-3に基づき、説明が行われた。

(2) 事務局説明

事務局から、資料13-1に基づき、「公共放送ワーキンググループ取りまとめ案」について説明が行われた。

(3) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【大谷構成員】

今回取りまとめていただいた内容についても個別に意見がございますけれども、最初に、新聞協会様にお尋ねしたいことがありまして、お時間をいただければと思います。

まず、前回の会合の復習ということですが、私から御質問させていただいて、現在の任意業務の下では、放送番組を費用負担せずに見ることはできないということについて御認識を確認させていただき、共通認識に達しているという確認ができたと思っております。今般提出していただき、先ほども御発言があった資料13-3で、ネットでの費用負担を新たに求めることについての御懸念、それから疑念といったものを表明していただいているのですが、前回もお話したとおり、必須業務化というのは、新たに放送番組そのものがネットで見られるようになることに対応して費用負担を求めるというような性質のものであって、今まで無料で見られていた放送番組というのがないわけなのですが、それを有償化して費用負担を求めるという、そういう負担増を意味するものではないという認識を持っておりますが、このような認識に相違はないか、改めて確認させていただければと思います。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

御質問ありがとうございます。前回も申し上げたと思いますが、テレビを持っていない人に放送番組と同じものを届ける、これは我々も理解しているところで、全くそのとおり、国民・視聴者の知る権利に應えるという点でもっともだと思えます。ただ、それがイコール即必須業務化することに関しては、我々が前から、議論が十分尽くされていないとして、受信料制度の枠組みそのもの、競争評価、競争ルール、ガバナンスの問題、こういったものと一体として議論していく中で、必須業務か否かということは判断されていくことであると申し上げます。国民、視聴者としては、放送番組と同じものがネットで来るのは非常に良いことだと思えますが、その裏側が必須業務なのか、任意業務のサブスクリプションなのか、第3の選択肢なのか、にはあまり関心はないと思えます。それよりも、料金水準や、その負担の在り方が受信料なのか、受信料ではなくても受信料に相当する特殊な負担金なのか、サブスクの任意の課金なのか、そういったことの方がよっぽど興味はあると思えます。そういったことを十分議論しないままに必須業務化ありきで業務範囲だけを先に定めるのは、拙速ではないかと言っています。テレビを持たない人に放送番組と同じ情報を届ける、ここは理解できます。ただ、それらほかの議論を先送りして必須業務化だけ先に持ってくるというのが議論として不十分ではないかと、そういうことを申し上げます。

【大谷構成員】

御回答ありがとうございます。放送番組と同一の部分について、テレビを持たない方にお届けするとい

う肝心な部分について、また、その方から費用負担をいただくということについては、共通認識に達して
いて、それ以外のところで認識のずれがあるということは理解させていただきました。これを出発点と
して確認ができればと思います。ありがとうございました。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

今の太谷先生のとめ方はやや強引な気がして、必須業務化がこのワーキングの最大のテーマです。そ
こについて我々は全然まだ理解していません。国民の知る権利に応えるということは理解しています。
ただ、イコール必須業務化というところについては全然同意できておりませんので、それが共通認識と
いうふうに言えるのでしょうか。どの部分が共通なのでしょうか。

【太谷構成員】

重ねてありがとうございます。瀧先生からも手が挙がっているところなので、私が重ねて申し上げると
ころではないと思うのですが、今回、必須業務化する範囲を明確にした上で、放送番組を見られない方、
つまりテレビを持っていない方に届けること、その部分については認識の合致を見ていることを改めて
確認させていただき、異論がない、つまり国民の知る権利に応えていくというところは合致している
ということだと思います。補足のコメントありがとうございました。

【瀧構成員】

今、頂戴したコメントで、必須の議論も非常に重要なところであるという認識ではもちろんあるのです
けれども、国民の皆さんからすれば、例えばスマートフォンを買っただけでお金を取られてしまうので
はないかとか、そういうヘッドラインリスクがすごく高い中でこの議論をしていますので、私の提案と
しまして新聞協会さんの前回の意見書にも書いてあったことだと思うのですけれども、まず、インター
ネットで視聴する方々がNHKの放送番組を見る際に費用を負担することというのは、懸念度の高いこと
だというのは、私もそのとおりだと思っております。そして、必須業務化という方向性を持つのであれ
ば、業務化に伴う費用負担について視聴者に誤解が生まれないように、太谷先生とのやりとりでもあ
った点ですが、今すでに無料で見られているものが有料になるという受け取られ方をすると、完全な間違
った方向に議論が進んでしまうので、今は見られない放送番組を新たに見られるようにすることに伴
って費用負担を求めるといいますか、そういう変化ですということをごできるだけ明記しておかな
いといけないのかなと思っております。これはどちらかというと議論というよりはアウトプットでもし
こうなるのであればという表記上のテクニックなのかもしれないですけども、やはり今は無料で見ら
れているものではないというのをちゃんと明確にすることは大事なのかなと思っております、丁寧に

記載すべきかと思う次第です。

【三友主査】

ありがとうございます。ただいまの点は非常に重要でありまして、今回の取りまとめは、NHKの放送番組のインターネット視聴を無料から有料にするということではないわけでありまして、NHKの放送番組のインターネットの視聴が今までできなかった方たちを新たに視聴できるようにすることが目的でありまして、それに伴って相応の費用の負担を求めるとというのが今回の趣旨でありますので、その点については総務省にはより丁寧に国民に説明していただきたいと思っておりますし、また、報道におかれましても、その点、留意して報道いただければと思います。必須業務化の範囲ということが先に決められているというようなことをおっしゃられているところもありますけれども、しかし、国民に費用負担の変更を求めるとは、何に対して費用負担を求めるとかという範囲を先に決めなければならないのでありまして、その点が今回議論されていると御理解をいただければと思います。

【林構成員】

先ほどの座長及び構成員の先生方からの御発言に賛同いたします。

事務局から示された案について、私としての意見を申し述べたいと存じます。まず順番は前後しますが、5ページの(3)の②の判断の拘束力の点ですけれども、ここでは案1と2が示されておりますが、そして、私自身、以前この場で初期の段階ではありましたが、案2の可能性も示唆したこともございますけれども、その後の構成員の先生方の御議論をお聞きして、結論的には案1が妥当だと存じます。案1は、電監審答申を経て大臣意見を出すということの中核とするものだと思いますけれども、大臣意見の放送法上の位置付けは、国会の予算・決算審議に資するために、総務大臣から国会に対して発出される一種の重要なメッセージですので、それを踏まえて国会がNHKに「大臣あるいは総務省としてはこういう競争評価になっているがどのように考えるか」という形で、国会を通して間接的にNHKに説明を求めるといいますので、大臣意見がNHKを直接の名宛て人とするものではございませんけれども、大臣意見を通して国会の御判断を仰ぐものですから、それは非常に重たいものであり、かつ民主的統制という点からも望ましいのではないかと考えています。

案2ですと、総務省対NHKという図式になりますが、こうした二当事者的あるいはリアな図式で検証結果の判断を拘束するのは、行政が直接NHKの個々のコンテンツに「介入」するような制度になる可能性があり、少なくともそのような見え方がしてしまうため、言論報道の自由との関係で避けるべきだと考えます。むしろ、第三者機関である電監審への諮問・答申を経て、かつ参与機関である電監審の議決は行政庁を拘束しますから、そういう外部の目からのダブルチェックを経た上で拘束力を持たせた方が、

案2よりもむしろ手続的にはより慎重なプロセスということが言えようかと存じます。ただし、総務大臣意見を付すとしても、コンテンツの内容に踏み込まないような慎重な運用をすべきは当然で、私が過去電監審の末席にいた経験から申しても、そこはこれまで委員の先生方は極めて慎重に判断されていたと存じます。

以上の点から、案1に賛成です。

同じような立場で、4ページの2の(2)の③の配信される情報に関する規律ですけれども、これは、案の1の考え方に賛同いたします。これは理由としては、ネットで流通される情報というのは放送番組と同一だということが基本ですので、そうであるならば、大半が放送法4条の下で情報の質が担保されるものですし、放送番組と同一のもの以外のコンテンツについてネット独自の法律上の規律を課すということについては、これも先ほど申したように、表現の自由、報道の自由との関係で極めて慎重であるべきだと思っています。NHKはネット業務について、これまでも今の任意業務の下でも自主的にガイドラインを策定して実施していますので、そのアップデートは必ず必要ですけれども、その中での取組状況というのをまずは注視すべきだと思っています。

【大谷構成員】

いくつかの論点が残っていますけれども、今、林先生から、競争評価に関する判断の拘束力について、説得的な御意見をいただいて、その御意見に賛同しているところでございます。

そこで、4ページのネット規律について述べたいと思います。必須業務だからということで、ネット規律について、視聴者からすると放送番組と同一のものの番組準則を踏まえたものという期待があったとしても、単に必須業務にしたからということを経営規制の根拠にするというのはやはり論理の飛躍があると感じておりました、慎重に検討を進めるべきだと思っております。そういうことから案1ということだと思います。実際にその期待に沿った自主的な対応をしていただけるものと期待しております。

それからもう一つですが、競争評価の結果につきましても林先生の言われたとおりでございまして、放送法の3条では、確かに法的な規制の例外を認めておりました、行政が直接関与することそのものは法的な根拠があればできるかのように読めるのですけれども、これまで謙抑的に運用されてきたという伝統を崩すべきではないと思っております。国会で国民代表の声を広く聞いて判断するということの必要性から、案の1を支持したいと考えます。

それから、少し戻りますと、3ページのテキスト情報のところは、定性的に定めるという原案に賛成するものです。特にテキスト情報の具体的な範囲や提供条件、新聞協会様からも御懸念の声が引き続いて上げられているところですので、そこは十分な担保措置の競争評価のプロセスを経て定めるということが大変重要だと思いますし、その実効性が上がるということが必要だと思っております。これまでの検

討でも、すでにいろんな問題意識を述べてきており、災害情報などは、とにかく費用を負担する方以外にも確実に伝わるように配慮すべきであると述べましたけれど、その点について、i)のような情報について無償でも届けられる必要がある場合があることに配慮すべきだという言葉にも示していただいたものと理解しておりまして、よく整理されたまとめになっていると思います。

【瀧構成員】

個別論点について述べてまいります。

最初、3ページ、テキスト情報に関するものでございます。整理としまして、今の理解増進情報の制度よりも限定して、確定といいますか、定義されていくものだとして理解いたしましたので、そういう趣旨を踏まえて法制化を検討されるべきと思っております。

その上で、i)、ii)で記載いただいている定性的な書きぶりというところでございますけれども、このi)の方ですと、恐らくはNHKが提供するべきコンテンツの種類を法律で特定していく可能性があるという点では、非常に慎重に検討が必要だと思っておりますのと、そもそも、災害や有事みたいな情報であれば放送番組が制作されるということを考えますと、i)はii)に包含される可能性があるのではなからうかと思っております。

i)のような情報は、特に公共放送であれば、受信料を払わない方々も含めて広く提供されることが必要で、例外としても必要であるということに配慮した競争評価の仕組みが必要ではないかと思っております。この辺りは、フェイクニュースが災害や有事において非常に増えやすいこともちゃんと加味した方が良く思っておりまして、明明後日は関東大震災から100年だったと思いますが、100年前にどれだけひどいデマが流れたかということが反省されることも重要だと思っておりまして、このトピックは、そういうところまでを射程に含めた見識を持つべきかと思っておりますというのがまず3ページでございます。

次に、規律に関するところ、4ページの上の方でございますけれども、私は案の1の考え方に賛同するものでございます。基本的にネットで流通する情報が放送番組と同一が基本ということであれば、放送法4条の下で情報の質は担保されていくものと理解をしております。その上で、放送と同一のもの以外のコンテンツについて、独自の法律上の規制を課すことは、これは林先生もおっしゃっていましたが、表現の自由との関係で極めて慎重にあるべきと思っております。今の任意業務の下でも自主的なガイドラインがあるわけでございますので、その取組状況自体がちゃんとしたある種の礎といいますか、これからの基礎になるという形で検討が進められていくのかなと思っております次第でございます。

あと、この4ページの下の方でございます競争評価の仕組みのところ、私、前回の会議において、マネーフォワードのネットメディアというのは一例として申し上げたのですが、民放さんと新聞社だけではなくてネットメディアも含まれてくるような、広くステークホルダーを取ることも大事だと思

っています。仕組みもさることながら、やはりメンバーがどうであるかというのがこういうところで非常に重要なトピックでございますので、その観点もあえて今、表明したくというところでございます。

次に、判断の拘束力、5ページのところですが、こちらは案の1に賛同するところでございます。NHKさんの作る原案というのは、もともとネット配信のコンテンツについて、競争上、悪影響を与えない範囲であることを自ら検証したものとなると想定されるわけでございます。案の2は、たとえ第三者機関を経て検証した後に認可をすとしても、個別のコンテンツ提供の是非を行政が判断するというステップが入りますので、言論の報道機関に対する規制の在り方としては適当でないと考えております。公共放送としての在り方を最終的に決めるべきは受信料を払う国民であり、そうであれば国民に委ねるのがナチュラルであるのかなと思いますし、あとは、NHKさんの予算の承認プロセスというのも、不承認となれば予算執行できないという、そういう担保の在り方もあるわけございまして、十分に拘束力のある制度となるのではないかとというのが拘束力のところでございます。

最後、取りまとめ全体に関するところでございますけれども、記載内容については基本的に賛成するものがございますし、私は放送の専門家ではないところから来てはいるのですが、デジタル時代に諸々の前提を満たしていくものとして、確実な歩みとして言えるものかなと思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、競争評価の過程の中でステークホルダーがちゃんと意見を聞かれているのかというのがすごく重要なことだと思っておりますし、また、今回も受信料の話というのがあるわけございまして、これがまたすごくヘッドラインリスクを抱えているわけです。今回の検討会についてもまたどのような報道がされるのかなというのは我々構成員としてもちゃんと見ているところがございますので、そのような関係者の取組の中で、こちらが仕上がっていくことについて見守っていきたいというところがございます。

【宍戸構成員】

事務局の取りまとめに全体賛成でございますが、論点として残されている2点、それからそれ以外の点2つについて、合わせて4つになりますが、意見を申し上げたいと思います。

まず、論点として挙げられているもののうち、概要13-1の中にある5ページ目、判断の拘束力については、案の1でよろしいかと思っております。この点につきましては、既に林構成員から先ほど説得的なお話がございましたので、それで良いだろうと思っております。

2点目は、戻りましてスライドの4枚目、(2)の③、それから、それに連動して3ページの②の放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）について、改めて意見を申し上げたいと思います。

まず、この4ページの(2)の③について、案の2を多分一番主張したのは私なのかなと思います。放送法81条の編集特例についても見直すべきでないかと申し上げましたが、今日の御議論もそうですけれども、

全体としてあまり御支持が得られていない気もいたしますので、最終的に案の1でお取りまとめになることに異存はございません。

ただ、その上でですけれども、既に構成員の皆様から、インターネット活用業務については、NHKが各種のガイドライン等で整理を行っているという趣旨の御発言がございました。これについて現行の制度を改めて確認いたしますと、まずもって、NHKが定める放送番組編成計画の中にインターネット活用業務について定めてございます。また、インターネット活用業務実施基準が定められ、それを受けてインターネット活用業務実施計画が定められております。さらに、番組の質に関しては放送法4条、81条があるわけですが、これに相当するものとして、インターネットでNHKが発信するコンテンツをNHKが自主・自律をもって担保する仕掛けとして、NHK放送ガイドライン（インターネットガイドライン統合版）がございまして、ここにおいてもかなり重要な規律があるところですが、全体として、元々の放送法がNHKのインターネット活用業務を現在は付随業務として認める、そしてまた、実施基準等において特定の放送番組に関連付けられた補助的な情報の範囲と定めてきたことから、いわゆる理解増進情報が出てきて、それがかなり広いのではないかと、野放図になっているのではないかと御指摘がいろいろあったところですが、私自身は、今回の取りまとめ（案）は、このような議論を踏まえて、NHKのインターネット活用業務、しかも本来業務化するテキスト情報については、やはり放送番組と密接関連をする、あるいは、補完的なものであるということ、今までのものに比べてかなり限定する規律を行うことを方向性として示しているものと思います。これによって様々これまで業界団体等から御指摘を受けている点についても、考え方としては、従来のものとの差分において懸念を払拭したものであると思いますので、この方向を報告書においてしっかり明記すると同時に、定性的な規律としてこれを定めていって、あとはNHKの自主・自律に委ねるとすることは適切でないかと思っております。繰り返しになりますが、配信される情報に関する規律については案の1でよろしいと思っておりますが、今までの議論の経緯を踏まえて、先ほど申し上げましたように、放送ガイドライン等もNHKにおいて適切に見直していただくということは求められるものと考えております。

以上が、事務局からいただいている論点2つ、それに関連してテキスト情報の範囲について申し上げたのですけれども、残り2点、長い時間いただいて恐縮でございますが、申し上げたいと思っております。

まず1番目は、先ほど新聞協会から御見解の表明もありました、受信料制度との関係の整理について不十分ではないかという御指摘があることに関連してでございます。私自身は、これほど受信料制度について根本的な議論をした会合は総務省でこれまでなかっただろうと思っていて、私も十分意見を申し上げさせていただいたところですが、振り返ってみますと、4月の第7回会合を中心に、サブスクリプションではどうなのか、広告収入をNHKが民放と競争する、あるいはそれ以外のコンテンツ事業者と競争するような形で得るのはどうなのか、税金の形はどうなのかということについて受信料制度の妥当

性を確認した上で、そしてそれをネット活用業務についても認める。ただ、その際には、NHKの放送を受信することができる環境にある者に相当する人に対して相応の費用負担を求めるということで、十分な整理を行ってきたものと私自身は考えております。

それから、ネット受信料という言葉が独り歩きする、ネットから受信料を取るとか、ネットから費用をNHKが取るといった指摘ですが、いわゆるまとめサイトとかいろんなところで、この検討会の議論を正確に踏まえないでいろいろ不十分な報道がなされている場合がありますけれども、そういう趣旨のものでないという議論をしてきたことは、前回は私は申し上げたと思います。

最後1点、本日の取りまとめ（案）概要に示されている1ページの(1)の下から2番目、放送ネットワークインフラ維持への貢献について御指摘があった点について、一言申し上げておきたいと思います。

前回は申し上げましたけれども、今後の法制化の過程で検討すべきものだろうと思います。ただ、いずれにしましても、今のところNHKは、放送インフラの整備を業務として、他のソフト事業者のためにハード事業者として行うという業務をしてきたわけではございませんので、これを業務として書くということは、それこそNHKの、あるいは受信料制度の根本的な変更であるだろうと思います。

他方、民放連から前回、強い御提案がございましたけれども、地域情報、ローカルの情報をきちんと取材して制作して発信されているという公共的な取組を現にされている民間放送局がおられ、かつ、そのネットワークインフラの負担によってそういったことが果たせなくなるということになりますと、結局、この場で守っていくべきだということを書いてきた情報の多元性の内実が実際には空洞化する。存在はしているけれども、実際にはローカル番組を作っていない、ゾンビみたいな放送局だけが残っているというのは、放送の多元性、情報の多元性が要するになくなっている状態でございますので、実質的な意味で多元性が確保され、国民の知る権利を担保するために、受信料財源あるいはそれに相当する費用をもってこの放送ネットワークを維持するためのNHKの責務について一般的にどのようにしていくか、そして実効的なローカル局とNHKの間の協力を促していくか、そういう課題ではないかと私は思っておりますということを申し上げます。

【長田構成員】

最初に、その選択肢のところから私の意見を申し上げたいと思います。4ページの情報の範囲、その規律に関して、これは案の1だと思っています。加えて、5ページも案の1だと思っています。私は大学を出た後にずっと婦人会の組織で事務局として働いておりました、大先輩たちは戦争の時代をよく知っている方たちでした。地婦連という組織そのものも戦後作り直して、民主的な組織に生まれ変わるという非常に大きな努力をした組織でした。その方たちがやはり表現の自由については非常に強い気持ちを持っていらして、NHKの今の在り方とかも含めて、何でNHKが受信料ということで守られているのかとい

うようなことについても、いろいろな話をずっと聞いて育ってきました。それで、何かNHKだけがたくさんお金を持っていてずるいじゃないかと、こういうことをおっしゃるようなこともあるかもしれませんが、国民からすれば、それは、国の官庁などの大臣やその他の方々の一言で何か放送が変更するようなことがあっては絶対にいけないという強い気持ちで、これを体験者の皆さんたちは守ってこようとされてきたと思います。ということで、いずれにしても、この規律にしろ、判断の拘束力にしろ、やはり国民というのが主体になるべきだと考えておりますので、国会にきちんと提出して、様々な考え方の方々の意見をきちんと反映するというのも大切だと思っておりますので、案の1と思っております。

それから、新聞協会さんから必須業務というところに非常にこだわられた御意見をいただいておりますけれども、必須業務だからこそ、今回、ここの取りまとめに書かれているような様々な仕組みが及ぼせるというふうにも考えておりますので、必須業務化には賛成しております。

【落合構成員】

私からは、今回、改めて新聞協会の方から意見書も出していただいているので、これも議論に反映できると良いのではという気持ちもございます。そういう意味で、新聞協会の方に2つお伺いしたいと思いますが、お許しいただければ1つずつ伺っていきたいと思います。

まず1つは、やはり全体の論調として、理解増進情報の問題についてワーキングとして総括すべきという点や、理解増進情報のなし崩し的な業務拡大につながってきたことについて厳格なルールが必要という御指摘があったと思っております。そういった意味では、今回の全体の議論として、これまでの理解増進情報の運用状況を評価した結果、このワーキングとしては、何回か申し上げているところもありますが、NHKに対する業務範囲の審査があって、さらに競争評価となろうかと思っております。審査も厳格に行っていくことが必要であり、それを実質化させるために、振り返りと、それに基づく見直しという視点があるべきではないかと思いましたが、いかがでしょうか。

【日本新聞協会メディア開発委員会 堀副委員長】

御質問ありがとうございました。振り返りと見直しの視点が必要ということで、私どもが申し上げているのは、これまでの理解増進情報のなし崩し的な拡大解釈はやはりおかしい、納得いかないと思っております。

今回、この案の中では、現在の理解増進情報の制度を廃止するべきであるということで、皆さんの理解増進情報の行き過ぎに対する見解を一定程度反映させたものと受け止めております。しかしながら、見直しという視点で、やや制約的になったという御意見もございますけれども、「番組表や放送番組の時間的制約のために載り切らなかった情報」という、これまでになかった言葉が急に出てきたり、「放送番組

に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との表現があります。これまでもNHKさんがなし崩し的に理解増進情報を放送番組に紐付かないことも含めてやってきたと我々は指摘しているわけですが、やはりこういう表現では解釈によって、また新たな理解増進情報になってしまうのではないかと懸念をこれまでの経験から持つわけです。「理解増進情報の制度は廃止されるべき」という表現は、一定程度こちらで受け止めさせていただくとしまして、やはり新たな心配・不安・懸念がここに出ていると我々では受け止めております。

【落合構成員】

ありがとうございます。我々の方で議論して、これまでそれによって議論を修正してきたことに一定の御理解を示していただいたと思っております。

ただ、一方で、やはりおっしゃっていただいている点は、これまでの運用の中で感じられてきていた一定のNHKの理解増進情報の拡大の状況を本当に止められるのであろうかという、実効性の観点ではないかと思っております。そういう意味では、ここで議論されていることも、先ほど御指摘いただいたような新たに入っているポイントについても、今回、どういう形でさらに実質化していくかを議論しています。今後さらに議論も進んでいく中で実際の評価が設計されるものだと思いますが、何となく、放送に載せられなかったのが通信の方でという形ではない、適切に自律を保った形での活動にしていけるようにすることが大事ではないかという御指摘と思いました。そのように受け取ることでよろしいでしょうか。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

ありがとうございます。基本的にそういう認識です。NHKの場合、スポーツ中継の延長でよく使っているサブチャンネルがあり、またBSもあり、まずはやはり放送に載せることに最大限努力していただいて、放送と同じものというのが基本になるのではないのでしょうか。何回も書いてありますが、放送法の趣旨からいっても放送番組と同一がまず基本なので、それを最初から「時間的制約のために載り切らなかった」という表現としてしまうと、その趣旨に反してしまうのではないかと、非常に懸念、心配しています。

【落合構成員】

分かりました。ありがとうございます。この場で議論したことによって一定程度、それは今回のまとめでも追って考慮していただけるのではないかと思います。また、今後の議論に当たっても1つ参考にするべき点になってくると思います。

あともう1点、お伺いしたかった点が、受信料の財源の点です。この点については、前回、議論させて

いただく中で、世帯単位なのか、個人単位なのかということも指摘しましたが、また、以前もおっしゃられていたところですが、単なるサブスクの形ではないということがあると思います。やはり現行の契約義務があって、その義務の設定に関する部分は自発的な意思だけに全て委ねることがつながるのかという部分があります。テレビを配置した場合とは異なるのではないかとこの部分についても議論はどうかということと思いましたが、サブスクリプションのサービスでないということは、ただ単に申し込んだだけの人も、アプリがないのに申し込めるかという申し込めないことや、何らかの受信に関する設備ではなくてソフトウェア上の準備ということにはなるとは思います、そういった準備があることが前提になると考えております。また、アプリを削除せずに解除できないという部分は恐らく出てくるかと思えます。

放送全体を支えていくことについては、ネット配信の場合は、民放の方々にとって、既に何度か議論させていただいておりますが、必ずしも放送の方は規律がかからない、放送そのものではないという形で行っていただく部分があり、インターネットの世界でどう協力するのは正面から捉えにくいところがあります。しかし、タスクフォースなどでも議論させていただいたかとは思いますが、努力義務などの中で、実質的には通信の時代におけるNHKのプラットフォームとしての位置付けや、その中でのNHKの位置付けとしては、基本的には法の中では民放ということになるかと思えますが、間接的にはメディア自体を支えていくことも含めて位置付けをしていくことなのではないかと思えます。こういった点を議論する部分がまだ少し足りていなかったのかとも思いますが、さらにそのほかに何か御指摘や、論点として足りないと思われるような点がありましたら、ぜひ御指摘いただけないかと思えます。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

ありがとうございます。前回も少し申し上げましたが、今回、受信料相応の負担を求めるのは、特殊な負担金ということだと思います。受信料ではないし、サブスクでもないけれども、受信料制度の立て付けである特殊な負担金を求めることだと思います。釈迦に説法ですけれども、特殊法人NHKが放送においては、あまねく義務で特殊な事業を行っている特殊な存在なので、これを支えるという仕組みだと思います。しかし、これがネットの世界に適用できるのかというのを前回も申し上げたのですが、必須業務化するとネットの世界にも適用できるのでしょうか。先ほど宍戸先生からお話がありましたけれども、放送法のどこの条文から解釈できるのか。私は放送という概念を変えることにもやはりつながるのではないかと考えており、放送法の抜本的な改正は必要ないのかと疑問があります。また、放送という概念で例外を作り、さらに民放には適用されず例外的にNHKだけに適用されるとすると、例外に例外を重ねることになります。そうであれば、そもそも何かNHK設置法みたいな別の法律が必要なのではないかと素人的には思います。この特殊な負担金というのをテレビを持たない人に求めるという方針の、分か

りやすい法律的な論拠、また放送法を抜本的に変えるといった考え方はそもそも素人的でおかしいことなのか、それは中長期的にはやるべきことだけれども今すぐできないからやらないということなのか、その辺を教えていただきたいと思います。

【落合構成員】

ありがとうございます。まず1つ、放送自体を変えるべきなのかどうかで言いますと、私は何回か申し上げておりますが、民放の方々にとって、まず、負担を軽減して、この公共放送ワーキングに限りませんが、その中でネット配信業務の中で継続的に、ローカル局について言えばローカル情報ですし、そうでないキー局などの方々もおられると思いますが、必要な情報を発信していただくことが重要と思っております。こういう情報発信ができる状況がしっかり継続されていける状況を保つためには、まずは、事業の体制を整えられるようにしていただくことが、やはりこの場面においては重要だと思っております。そういう意味では、全体として、もともと規制改革推進会議でも、やはり民放のローカル局の問題からスタートして、そういう体制をいろいろな手段で整えられるべきではないかと申し上げてきているところです。このような視点で、少なくとも私の考えとしては、放送というのを、今、拡大するべきではないことを明確に申し上げたいと思います。

一方で、先ほども議論させていただきましたが、理解増進情報に対する反省を踏まえた見直しは、やはり重要なのではないかと思います。事実状態としては、今の時点で既にネット自体は見られている状態で、ネットにおいてテキスト情報等が配信されている状態があること自体は、これは周知の事実であると思っております。そうした中で、むしろ競争環境の整備という側面では、やはり必須業務化をした中で、本格的な規律を働かせていくことは必要ではないかと思います。それは最終的に、ネット配信においてNHK、二元体制になりますので、当然民放が出ていっていただくことになりまして、しっかり情報が出されていくようになることは、情報空間の健全性にも結果的につながってくると思っておりますし、その点も最終的には重要と思っておりますが、直接的には、この必須業務化の意味としては、うまく運用がされていないのではという御指摘をたくさんいただいている中で、それを改善するためにNHKへの規律にできる努力をしていくことがやはり重要部分だと思います。本日の論点の中でも、どういう形で整理するのかは示されていると思っておりますが、今、新聞協会様が御指摘いただいたような点も踏まえると、放送そのものを拡大していくことはできないと思います。ただ、法制上、そういうことができるのかが問題となります。これは総務省や我々構成員だけではなく、法制局審査などもあると思っておりますので、完全に決め切ることはできないのだと思っておりますが、こういった点を全て踏まえて論点整理をされているのが今の状況であると私としては思っております。

【内山構成員】

3ページのテキスト情報に関しては、元々こういう縛りを入れることに反対なので、このレベルで賛同いたします。

それから、4ページに関しては案1で、5ページに関しても案1で賛成したいと思います。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

前回の本ワーキンググループにおいて、民放連は「放送の多元性の確保に向けたご提案」を提出いたしました。提案の各項目が本日の取りまとめ（案）に反映されていることに、まず感謝を申し上げたいと思います。

その上で2点、気になる記述について意見を述べます。

1つ目は、12ページ下段にある必須業務として提供するテキスト情報等についてです。放送番組の密接関連情報や補完情報という文言で果たして限定できるのかどうか、現在の理解増進情報の二の舞になる懸念が拭えません。というのは、2013年にNHKのインターネット活用業務の拡大を提言した今から10年前、総務省の放送政策に関する調査研究会では、放送を目的に設立された特殊法人という性格から無限定の実施は不適切だと述べた上で、任意業務として実施できる判断基準について、「公共性が認められる」、「放送の補完の範囲にとどまる」、「市場への影響の程度」の3点を示して、これがその後の放送政策の礎になっていると理解をしています。この放送の補完の範囲にとどまる中で、番組との密接関連性と支出規模ということが例示をされていました。つまり、10年前も放送の補完の範囲と番組との密接関連性という言葉を使っていらっしゃる。それが二の舞になる懸念の理由です。

今般の取りまとめ（案）で、実効性は競争評価の仕組みで担保するという御説明だったと理解しておりますが、放送法や下位法令での明快な限定の規定があつての担保措置ではないかと思えます。紛れのないように今後の法制化や制度化においてしっかり限定できるように、本ワーキンググループの御議論と行政当局に要望したいと思います。

2点目は、今申し上げた担保措置についてです。取りまとめ（案）には何か所か「エビデンス」という言葉が出てまいります。本ワーキンググループの議論でエビデンスという言葉は、専ら、民業圧迫を訴えるならどういう被害があるのかをエビデンスベースで語ってほしいという文脈で使われていたのではないかと記憶しています。取りまとめ（案）14ページの最後に、「よりエビデンスに立脚した評価手法の確立」とございます。同時配信や見逃し配信以外のものを必須業務とするに当たり、NHKが行うにふさわしい公共性や公共的価値があることと二元体制を損なわないこと、この2点をエビデンスによって明らかにすることが、まずNHKにおける検討で求められるのではないかと考えています。なぜNHKがその業務を手がけなければいけないのかをしっかりと明らかにする、そして見ていくということの重要性は、今般

のワーキンググループの議論で一層明らかになったと私は考えております。

【宍戸構成員】

今、新聞協会、民放連、いずれもから非常に重要な御指摘がありましたので、一言ずつ、こういう場ですので申し上げたいと思います。

新聞協会様御指摘のとおりなのですけれども、要するに、最初の原初放送法は、もともとNHK設置法的な性格が非常に強かったものであったわけですが、これが場合によっては先祖返りする、あるいは日本メディア協会設置法みたいなものを別途作るということは、将来的に当然考え得るのだろうと思います。が、恐らく現状においては、なお放送と通信の融合や連携が進んできても、公共性が制度的に担保された放送を維持していくことが、国民の知る権利を実効的に確保していく上で必要なものであると思います。しかし、他方で、放送を支える受信者の共同体にまだ入っていない、要するにテレビを設置しないという方々が若い世代にいて、それで全体としての言論空間における公共的な情報の担保が制度的におぼつかない中で、このような施策をし、御指摘のとおり、特別な負担金としての受信料ないし受信料相当額の負担を、受信者共同体に入るという意思を表明したインターネットの利用者に求めるということであるだろうと私は理解しております。これが新聞協会様に対するお答えでございます。

それから、民放連、堀木様からも非常に重要な御指摘があったと思います。その1点目の、私、先ほど申し上げました密接関連の辺りは、本来にずっと守られるべきものであったものですが、現行のNHK自身が定めている理解増進情報に関する基本原則、実施基準の5条でございますけれども、その中で問題となっているのは、5号の後段の「当該放送番組のために収集した資料であって創作用素材として提供するもの」と、6号の「その他放送番組の視聴に関して参考となるべき情報」という類型がこの間、具体的に問題とされてきたと思います。これらについては、本来業務、必須業務化という中できちんと見直して整理をしていくということ、専門家あるいは業界の人々はよく御承知であったのかもしれませんが、明示的に確認をしておきたいと思います。

また、後段おっしゃいましたエビデンスベースでというのは、堀木さん御指摘のとおり、片面的にNHKの業務拡大に対する反対や指摘をする側でなくて、何よりもまずもってNHK自身に求められることだろうと思います。この公共放送ワーキンググループでもいくつか具体的にお示しいただきましたけれども、今後さらにお示しいただき、また、民間放送局あるいは新聞社の皆様、様々なところから御指摘いただく中で、良い規律を実際に作っていくのだろうと思っております。

【落合構成員】

民放連様にはコメントがあり、新聞協会さんには1点お伺いしたいというところです。

民放連様から先ほど懸念を申し上げていただいた点は、新聞協会様との関係で、私が申し上げた点と基本的に同様の部分があると思っております。今後、競争評価を実施していくなどして適正性を担保していくことが改めて重要なのではないかと思います。

新聞協会さんにお聞きしたい点としては、業務範囲について書いている部分もさることながら、競争評価等のプロセスを経て、正面から民業圧迫とおっしゃっていただいた部分についても評価をしていく予定になっていると思います。この点については、プロセスとしてしっかり実施していくことが重要ではないかと思っております。この点について、競争評価についてこうあるべきという点があればぜひ伺いたいということがあります。競争評価に当たっては先ほど新聞協会様の方もお話されていて、エビデンスをというお話がありましたが、これは新聞協会様、民放連様に一方的に出してくださいという話ではなく、NHK側もしっかり情報を最初に出していただいて、その上でいろいろな情報とも突き合わせて議論していくということだと思っております。可能な範囲でコメントをお願いいたします。

【日本新聞協会メディア開発委員会 堀副委員長】

御質問ありがとうございます。競争評価ですが、まずは、市場に出ていく側、要はNHKさんにやはりエビデンスとなる情報をしっかり出していただきたい。ウェブサイトであればページビューの数、アプリだとダウンロード数、番組にそれぞれかけている金額、ネットで検索されたとき上位表示されるSEOにどんなお金が200億円の中にかかっているかなど、細かくやはり出していただかないと、やはり評価ができない。私どももやらなきゃいけないことがあるのでしようけれども、まずは、出ていく側の方がしっかりいろいろなファクトをつまびらかにしていただきたいというのが私どもの立場でございます。そして、私どもは仲間がいますので、常に姿勢は仲間に伺ってから決めますが、検討する組織ができれば、できるだけこちらも積極的に、前向きに参加していきたいと思っております。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

今般の取りまとめの中で、NHK以外の第三者機関、電監審等々がいうところですか、執行部から独立した専門家からの委員会が競争評価をすればとか、そういう部分的なところは評価できる場所もあると思います。しかし、経営委員会と執行部の関係においてNHKのガバナンスに非常に問題があったということがBSのネット配信の規則違反問題で露呈したと思っています。NHK経営委員会の議事録からも、業務の執行の定義から、何をもちて監督とするかと、そもそも論のところでは経営委員会と執行部で意見の食い違いがあったということがあったと思います。この間の再発防止策は執行部としてはやっていたと思いますけれども、経営委員会等々を含めたNHK全体のガバナンスの改革案も出してもらって、その上で、どういうふうな経営委員会なり執行部が関与するかというところのガバナンスが議論さ

れるべきです。まずは、この間の再発防止策にとどまらない、NHK全体のガバナンス改革というものを
出していただきたいと思います。

【落合構成員】

ありがとうございます。三位一体改革を進めていくことは前提として議論をしていると思いますので、
ガバナンス改革はしっかり実施していただくということだと思えます。

加えて、先ほど競争評価についても一定の評価をいただいたとは思っております。一方で、NHKが先
に情報を出していくことも重要な点だと思っております。NHKであっても、民放事業者であっても、や
はりどうしても計測できる数字に限定はあると思うので、お互い出せるような種類の情報、営業秘密か
どうかという意味ではなくて、純粹に計測して数字として残るかどうかが、配賦ができるかどうかという
部分などは、できる範囲で合理的に議論していくことは重要ではないかと思えます。先に情報を出して
いただくということも含めて、運用の留意点をいただいたと思っておりますので、それも踏まえて今後議論し
ていくことが重要だと思えます。

【山本主査代理】

私からいくつかの点について述べたいと思います。なるべく重複を避けるようにいたします。

まず、必須業務化の意義ですけれども、今回の概要版の資料、2ページの上から2つ目にありますよう
に、NHKの意思に基づいてインターネット活用業務を行うのではなく、制度として継続的・安定的に行
っていただくことをNHKに義務付けるところにあると思っております。実態がどれだけ変わるかという
問題というよりは、制度を整えることに主眼があると考えております。

それから、3ページにあります必須業務化の範囲、放送番組以外のコンテンツに関しまして、先ほど来
御議論があったところです。ここは難しいところで、具体的に書けば書くほど、コンテンツの中身に立ち
入ることにもなってしまいます。それで今回は、4ページの後半から5ページにありますように、手続を
しっかりして、第三者機関の目もしっかり入れて議論し、エビデンスもそこでしっかりと集めるという
体制作りを想定しています。無限定にならないように、そういった第三者の目が入り、エビデンスを集め
て議論する場を作ることが大事ではないかと思えます。

4ページと5ページの案に関しましては、先ほど来の御議論がありましたけれども、4ページの案の2は、
制度としてあり得ないわけではないと思えますし、5ページの案の2も、かなり作り込めばあり得るかも
しれないと思えます。しかし、やはり表現の自由、報道の自由への影響から懸念がいろいろあり、案1で
私はよろしいのではないかと思えます。

最後の6ページで、この受信料の制度等が現在の放送法の制度に適合するかという点ですけれども、先ほ

ど宍戸構成員からも少し御議論がございましたが、現在の放送法は、放送制度を形成するとともにNHKの設置の根拠にもなっています。先ほど設置根拠法という言葉が出てまいりましたけれども、今回の制度はそちらの方の延長で作ることになり、私は法制的にも可能ではないかと思ひます。さらに、放送制度全体をどうするかは、その先にある話でございまして、今回はそうではなく、NHKの業務という形で議論し、法制化を考へており、それは可能ではないかと私は考へております。

【三友主査】

本日を含めまして13回の会合で、慎重かつ非常に丁寧な議論を通じて、取りまとめの案の内容につきましてはおよそ意見の集約が図られたと思ひております。

特に本日、方向性を確認することとしておりました4ページ(2)③配信すべき情報に関する規律につきましては案の1、さらに5ページ(3)②の判断の拘束力につきましても案の1を、それぞれ取りまとめ(案)の内容とすることについて、コンセンサスが得られたと思ひております。

この後、取りまとめ(案)の今後の扱いについて皆様にお諮りしたいと思ひておりますけれども、その前に、これまでの議論全体を振り返りまして、皆様方から一言ずつ総括的なコメントをいただきたいと思ひます。

【日本放送協会 根本理事】

NHKは、本ワーキンググループで、新聞・民放という伝統メディアとともに信頼できる多元性を確保しつつ、放送同様の価値をインターネットで提供することで、視聴者・国民の「情報の社会的基盤」の役割を果たしてまいりたいとの思ひを重ねて伝えさせていただきました。

そして、本ワーキンググループでは、インターネット時代における公共放送の役割やNHKのインターネット活用業務の在り方、そして財源と受信料制度について大変深い御議論をいただきました。松本総務大臣、三友主査をはじめとする構成員の皆様、総務省事務局の皆様、そして、新聞協会メディア開発委員会、日本民間放送連盟をはじめとする全ての関係者の皆様に、心より感謝を申し上げます。

本ワーキンググループにおける御議論をしっかり踏まえて検討等を進めてまいりたいと思ひております。1年間にわたる御議論、大変ありがとうございました。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

取りまとめ(案)の冒頭で、NHKの役割の1番目に「放送全体の発展への貢献」を掲げたことに、本ワーキンググループの問題意識が明快に示されていると受け止めております。今年5月の放送法改正の国会審議におきましても、松本総務大臣がNHKによる放送全体の貢献について繰り返し答弁されていたと記

憶しております。先ほど申し上げたとおり、民放連の提案を取りまとめ（案）に反映していただくことに改めて感謝を申し上げます。

その一つの担保措置について、総務省において関係者が参加する場を設けることなどが提言されました。取りまとめを受けた今後の検討におきましても、民放事業者に求められる役割を果たしていきたいと考えます。さらに、NHKの放送ネットワークインフラ維持への貢献について、現行法のNHKの協力努力義務を超えてNHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべきであると提言されました。中継局の共同利用の検討を進めるには、NHKが継続的にコミットするという前提が必要であり、法改正は、全国のローカルテレビ局が安心して本件に取り組む環境を作ることに役立つと考えます。総務省にはぜひ前向きに御検討いただきたいと思っております。

【日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長】

当委員会では、オブザーバーではございませんが、度々意見表明の機会をいただき、とりわけ第9回以降は毎回出席させていただき、意見を述べてきました。本日もこうした機会をいただき、感謝申し上げます。

当委員会が繰り返し意見を述べてきたのは、民主主義社会において、メディアの多元性や言論の多様性が重要だと考えるからです。ワーキンググループの議論の前提にあったとおり、多くのユーザーがインターネットを通じて情報を入手している中、新聞・通信社はそこでビジネスを展開しています。報道機関として、正確で信頼できるニュースを届け続けることと、民間企業として事業を継続すること、この2つの課題に向き合っております。受信料制度を持つNHKがインターネットを通じてコンテンツを配信するには、民間とのフェアな競争が保たれるという観点が極めて重要であり、当委員会はその確保を繰り返し求めてきました。本日、そういう意味もございまして、冒頭でも申し上げましたが、取りまとめ（案）の中にある「放送時間の時間的制約のために載り切らなかった情報」という文言などについては、再度修正の検討をお願いできればと思います。

ワーキンググループで全ての議論が尽くされたとは考えておりませんし、もちろん、期待した結論が得られたわけでもございませんが、私たちの意見に耳を傾けていただき、いくつかの重要な論点については真摯な議論がなされたと考えております。構成員の方々には感謝申し上げます。

【内山構成員】

視聴者も広告主も、4媒体からネットにシフトしているということは言うまでもないことだと思います。2040年頃にどのような放送あるいは配信の産業組織になっているか、全く予見することは困難だと思います。むしろ、今の産業組織のまま残るといふふうを考える方が不自然だと思います。ただ、このことだ

けは言えると思うのですけれども、今、やはりネット技術のおかげで、均衡、破壊、不均衡、再均衡のプロセスにおける不均衡の時代にあると考えます。この不均衡の時代においても、国民に対して信頼できる情報財の持続的な供給というのが求められています。また、情報空間の健全性というのは世界的なアジェンダであることも鑑み、全知全能ではない人間がそれに取り組む以上、少しでも高い能力を持つ事業者に期待か義務を課すことも当然のロジックと考えます。レベルを下に合わせれば、国民にとっての大きな損失になるということです。この不均衡の時代にいろいろ足かせを課することは、不当に可能性を潰して漁夫の利を得る人たちも出てくるでしょう。能力ある者が能力を生かせる環境、また、新しい時代に対応しようとする強い意志を持つ者に義務を課すことによってこの不均衡の時代を乗り切ることを提言して、最後の言葉としたいと思います。

【落合構成員】

今回、これまで議論してきた中で、改めて、放送事業者が一定の考査のプロセスを経た中で質の高い情報を発信する意義については、フェイクニュースの問題ですとか社会的情勢の変化の中で一層高まってきていると改めて感じております。この中で、二元体制を維持しながら放送の業界を維持していくことは重要ですし、さらに、放送に限らず、そのほかのメディアも含めた多元的な言論空間が確保されることは改めて重要だと思えます。

そのような状況で、今回は、理解増進情報の廃止なども含めて、これまでの状況の見直しを踏まえて競争評価につながる規制を整備し、民放とその他のメディアとNHKとの共存について進めることにつながったことは重要だったのではないかと思います。また、NHKと民放が共にネットに進み、また、NHKにおいてはプラットフォームとしての役割を果たしていただくことを定義してきたことも、改めて放送界全体にとって、放送界に限らず日本社会全体にとって重要な議論だったのではないかと思います。全体として、ネットにおける情報空間の健全性の確保を進める中で競争環境を整備できたことですので、その意味で今回の取りまとめは全般的に賛成したいと思います。

今後、実際にコンテンツの競争というのは、メディアだけが相手ではないと思います。非メディアの事業者や個人なども含めて情報を拡散する主体は数多おりますし、そういった方々の力も一層強くなってきております。放送事業者・メディア内での競争だけではなく、さらにそのほかの主体の関係でのプレゼンスの確保をどういうふうにつなげていくかも、今後さらに様々な機会でも議論していけると良いのではないかと思います。

【宍戸構成員】

今回の取りまとめは、受信料等を負担する国民の期待に応える公共的な情報の提供と、テキスト情報も

含めて競争評価を経た上でNHKの必須業務とする、そのための財源の問題についても適切な整理を行ったものと考えております。今後、総務省において適切な制度整備等の御検討をいただければと思っております。

1点、先ほども新聞協会様からNHKのガバナンスの問題について指摘があり、私もこのワーキンググループで何度か指摘をして、この報告書にも書き込んでいただいたと考えております。あるべきガバナンスという問題と、現在のNHKのガバナンス、経営委員会のガバナンス、執行部のガバナンス、経営委員会・執行部を含めたNHKのガバナンス全体について、それぞれ今後検討していくということを総務省からも以前御発言をいただきましたし、進めていただくということも適切に書いていただいておりますので、その点は期待をしております。

最後になりますが、この間、新聞協会、民放連様等々、様々御指摘をいただきましたし、それは適切に反映されていると思いますけれども、今後の具体化に当たっても、引き続き丁寧に、総務省等において、あるいはこの場かもしれませんが、御議論いただきながら進めていくことを期待しております。

【曾我部構成員】

まず、取りまとめ（案）につきましては、三友座長おまとめいただいた内容で特に異存はなく、賛同いたします。この間、御尽力をいただきました座長をはじめ構成員、事務局の皆様、それから議論に精力的に御参加いただいた関係業界の皆様に、感謝を申し上げたいと思います。

その上で、今後の課題と思われるものとして3点コメントさせていただきます。

第1点は、言わずもがなのことですけれども、取りまとめ（案）で行われた提案の確実な制度化ということです。これはこの間も御指摘あったとおりです。例えば理解増進情報が問題とされたのは、そもそも定義が緩やかだったことありますが、実際に提供されているコンテンツがその範囲内に収まっているのか、チェックする仕組みが十分でなかったことによります。こうした事態を繰り返してはならないでしょう。

第2点は、こうした新たな制度の下で、NHKには、創意工夫をさらに発揮して、若い世代にも届くコンテンツを開発していただきたいということです。災害情報のような生きるための情報はもちろん、社会課題を提示し、考えさせることを通じて、社会をより良くする動きを後押しするようなコンテンツ作りを期待したいと思います。

第3点は、さらにその先のことになりますが、情報空間の変化、メディア業界の変化は目まぐるしく、放送政策は適切にそれに対応していく必要があるということです。関係の業界の皆様方も、国民の知る権利の確保というレゾナードルを忘れることなく、協力すべきは協力するという姿勢が重要ですし、総務省は、その他のそのための場を設置するなどの方法を通じて環境整備に努めていただきたいと思います。

ます。

【瀧構成員】

この度は、事務局様、関係の皆様の一助の御苦勞に敬意を表する次第でございます。特に私はここ数回、情報空間の参照点というものをいかに考えるかというところに焦点を置いて議論に関わらせていただいた認識ございまして、10年後、20年後の答え合わせの中で、今般の取りまとめであり、議事録に残っている議論がどこまで意味をもたらせるかというところを思っておりました。今般の検討においては、活字と動画がある種別物であるかのような議論も結構多かったと思いますけれども、私たちはデジタル時代以前にマルチメディアの時代を生きていますので、これらがやはり補完的かつそれぞれに特技がある、それぞれに役割がある方法であるということを理解しながら、それぞれが独立していないのだと。それが総合的に社会のために結局なっているのだろうかという議論を今後とも形成していきたいものだと思います。

また、国民というユーザーの立場に立ちますと、今般、貧困でありながら例えば生活保護を受けていないような、受信料免除基準に満たない世帯というのも多くあるわけございまして、このような方々は今回、情報の参照点の一つであるNHKのネット記事からは遠ざけられてしまうという可能性があります。このことについては、私は一構成員として若干責任を感じることもございまして、議論をされている方々も認識されるべき事実かなと思っております。こういうことを踏まえながら、今後もメディアが質の担保に向けた活動をどのように行っていくかを意識しながら、また競争評価の難易度の高さも認識しながら、今後の議論を見守って貢献していければと思います。

誠に疲れさまでございました。

【長田構成員】

NHKの役割について、これまでもいろいろなところでお話はあったと思いますけれども、今回のこの深い議論に関わらせていただいて光榮に思っています。今回の取りまとめには全面的に賛成をしています。

NHKの皆さんには、様々なステークホルダーの皆様からの御意見、いろいろ寄せられておりましたけれども、それをきちんと受け止めながら、そして何よりも視聴者からNHKに寄せられている期待や様々な思いに今後も応えていっていただきたいなと思っております。その実現のために総務省の皆様にはお力を発揮していただいて、ぜひ実現をさせていただきたいと思っております。我々視聴者も、正面からその取組を見ていきたいと思っております。

【林構成員】

まず、取りまとめ（案）については賛同いたします。

最後に一言ということで、これまでの出席を通してずっと思っていたことを2点申し述べたいと存じます。

1点目は、NHKとしての情報の出し方についてです。先ほどもNHKのガバナンスが議論になりました。本ワーキングの途中で稟議事案も発生しました。稟議事案に関する再発防止策について、先月は大きくNHKのニュースで報道されていて、身を切る報道にその点は流石だなと思ったのですが、他方で、NHKのホームページから辿れる情報はA4・1枚だけです。協会の公開情報だけでは説明として物足りないと思っています。国民・視聴者に対して、直接、しっかりとした総括としての報告書が、世に出せていないのは、いかがなものかと思いました。これはあくまで一例ですが、ことほどさように、これまでのNHKとしての情報の出し方は、インターネット活用業務についてもそうですけれども、国民・視聴者の立場から見ても、必ずしも満足できるものではないと私は思っています。NHKは国民・視聴者への情報の出し方や対話の在り方についてもっと工夫をお願いしたいと存じます。

2点目はメディアの今後についてです。朝日新聞に長くおられた中馬清福氏の本に、『新聞は生き残れるか』（岩波新書 2003年）という本がございます。今から20年も前に出された本ですが、とても示唆的で、本ワーキングの過程でその本を改めて紐解いてみました。すると新聞の存在意義に関する次のような印象に残る記述がありましたので、以下ごく短く引用します。「いささか逆説めくが、多メディア時代であるからこそ、新聞は存在し続けるであろう。（中略）おびたしい量の情報が飛び交う社会では、何が真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断がこれまで以上に重要である。それに最もふさわしい担い手は、目下のところ新聞以外に考えられない。新聞が持つ特性は、そういう状況下でこそフルに活用できるものである。新聞は死なない」。ここの最後にある「新聞は死なない」という言葉に感銘を受けましたし、実際死なないと思います。また絶対に死なすことがあってはならないとも思っています。そして、私はこの「新聞は死なない」は新聞だけでなく、放送にも当てはまると思っています。

放送は、何も災害報道やニュースといった公共性の高いコンテンツを流しているから、ということだけで、そこに公共性が生まれるというわけではないと思います。放送コンテンツを「みんなが見ているから」、公共の電波を使って「マスで伝えているから」、そこに公共性が生まれてくるのだと思っています。本ワーキングでは、「放送」をこのような意味での今後も「放送」たらしめるために、ネット活用業務という制度面から必要となる議論を行ったと理解しています。ただこれで終わりではないと思います。今後、放送がインターネットとどう向き合い、そこにどう放送の将来像を描き込めるか、今後とも議論を続けていくべき課題は山積していると思います。

私もこの検討会に参加させていただきまして非常に勉強になりました。どうもありがとうございました。

た。

【山本主査代理】

2点ほど述べたいと思います。

1つ目ですけれども、今回はインターネット社会におけるNHKの役割、特に制度的な枠組みについて議論をいたしました。そしてその中では、民放、あるいは新聞との競争関係について議論しました。ただ、他方で、インターネット時代において、NHK、民放、新聞等のメディアが直面している課題、あるいはそこに寄せる国民や視聴者の期待には、かなり共通するものがあると思います。今回かなり問題意識を共有できたと思いますので、協力できるところは協力し、競争すべきところはもちろん競争し、緊張関係を保つといったことが重要かと思います。

2点目ですけれども、デジタル時代における公共放送の在り方は、諸外国でもいろいろ議論されていて、諸外国での在り方も、社会背景等が違うこともあってそれぞれであり、また、それぞれの国でいろいろな模索をして、制度や運用を変えながらここまで来ています。私たちが直面している課題は決して易しいものではないのですけれども、今後も総務省におかれましては、関係各位あるいは国民に対して十分対話しながら、制度作りに着手し、それを進めていただきたいと思います。

【大谷構成員】※事務局代読

1年前の親会報告書を受けて、ステークホルダーとも意見交換しつつ、デジタルな情報空間において公共放送をどのように位置付けるか、時間をかけて議論できたと思います。その結果、取材拠点を世界や地方に配置し、信頼性ある情報取材し、分かりやすく伝えること、そのための研究開発や人材育成を行った成果としての公共放送コンテンツをテレビを持たない人にも伝えることを義務付けることの必要性については、理解を得られたように思います。

国民の知る権利の充足や健全な民主主義の発達への寄与という目的は、放送の二元体制の枠組みの下で実現されるものです。必須業務化によって、健全な情報空間のために、補完的な関係にある他の多面的なメディアの持続可能性を損なわないよう検証する仕組みは必須のものであり、今回、これについても確立することができたと理解しています。

今後は、ネット配信の視聴者もまた公共放送の財源を支えていくこととなります。そのような個人にとっても従来の視聴者にも公平感があり、また、公共放送でしか提供できない情報を取りこぼさずに伝達できるメディアとして、NHKが分かりやすい計画やガイドラインを公表し、ガバナンスの在り方も含めて透明性の高い運営を確保することを期待したいと思います。

最後になりますが、事務局をはじめ関係者の皆さんに感謝申し上げます。

【三友主査】

ありがとうございました。ただいま構成員の皆様からも、取りまとめ（案）の方向で一步前に進めるべきだと意見をいただいたところでございます。重要なのは、これで終わりというわけではなく、むしろ、NHKと民放、そして新聞との真摯な話し合いが継続されて、そして何よりも大事なものは、お互いの信頼を回復していくということではないかと思えます。

そのことを前提にいたしまして、本ワーキングの総意として、本日確認いたしました内容で取りまとめたいと思えます。

本日の議論も含めまして、あるいは本日の議論も踏まえまして、取りまとめ（案）の対応につきましては主査である私に御一任をいただきたいと思えますけれども、構成員の皆様、御異議ございませんでしょうか。

（チャットにて「異議なし」の発言あり）

【三友主査】

チャットの方で、今、皆様から、「異議ございません」というメッセージをいただいております。ありがとうございました。

それでは、本日までの御議論を反映した取りまとめを親会に当たりますデジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会に私から報告をしたいと思えます。

(4) 松本総務大臣挨拶

松本総務大臣より次のとおり挨拶が行われた。

【松本総務大臣】

改めて、総務大臣、松本剛明でございます。主査の三友先生はじめ、ワーキンググループ構成員の皆様には、本日も御参加をいただいておりますし、また、本当に、昨年9月から1年間、13回にわたって精力的に御議論をいただき、本日お取りまとめをいただきました。私も、この間の先生方の御議論、また提出いただいた資料など拝見させていただいてまいりましたけれども、本当に大変精力的に、御熱心に御議論いただき、すばらしい御議論をいただいたのではないかと、また、お取りまとめをいただいたことも含め、皆様に心から御礼を申し上げたいと思えます。

本日の取りまとめに関しまして、3点ほど申し上げたいと思えます。

まず1つ目、これも既に御議論いただいている先生方はよく御案内のとおりであります、近年、国民

の視聴スタイルが言わばインターネットへシフトする状況でございまして、本日の取りまとめにおきまして、このような状況の中で、国民の求めに応じて、放送番組を放送に加えてインターネットでも安定的・持続的に配信することは、公共放送NHKの役割であり、NHKに制度的な義務付けが必要とされております。私どもとしても、御提言の内容を踏まえて、NHKのインターネット活用業務の制度上の位置付けについて検討いたしたいと考えております。

2つ目は、コンテンツといった視点であります。グローバル規模の動画配信プラットフォームが台頭しまして、コンテンツの分野でも、放送の立場から見ても大変激しい競争となってきております。NHKには、コンテンツを含めた放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割が今まで以上に求められると考えております。NHKには、タスクフォースで別途取りまとめられた内容に沿ってその役割を果たしていただくことを期待いたしております。

3点目、これはやはり我が国の放送の使命に関わることであります。NHKと民間放送の二元体制の下で、国民の情報基盤としての役割・使命を果たしていただいていると考えてきておりますけれども、言わば情報空間がインターネットへと拡大して、多様な主体が多様な情報を流通させるといったような時代となってきております。であるからこそ、NHKには、プラットフォームとして放送全体を支えつつ、放送でもインターネットでも二元体制を堅持していくことが重要であると考えております。ぜひNHKと民間放送が切磋琢磨し、創意工夫を凝らして、より良い放送番組の制作・流通に取り組んでいくことを願っているところでございます。

NHKの業務は、二元体制におけるこうした相互の共存・競争関係の維持を前提として、その具体的な内容が検討されるべきものと考えております。今後、パブリックコメントを経た上で最終的に取りまとめられると承知しておりますが、総務省としては、その内容も十分に踏まえて、速やかに具体的な制度の検討に着手したいと考えております。

改めて、構成員の先生方には、本当にこれまでの御議論に心から御礼を申し上げたいと思っております。私としては、一般的に公共というものは、先駆け、言わば新しい道を切り開く仕事と、しんがり、全体の底上げ、しっかりフォローするといったような役目が公共性といったものにはあるのではないかと。加えて、放送・メディアといった部分では、二元体制の放送でございますけれども、多元的、多様性の確保というものが必要であり、そのための公正な競争が要ということも、御議論の中で多くの方々から触れられてきたかと思っております。先ほどの最後の御発言の中でも「新聞は死なない」といったようなお話がございましたけれども、ぜひ新聞メディア、放送メディア、伝統的メディアが活躍いただける状況を作るといった視点をこの議論の中からもいただいたと私も受け止めており、改めて先生方の御議論に感謝しつつ、私どもとしては、しっかり受け止めて対応していくようにしてまいりたいと思っております。

本当に先生方にはこれまで多くの御尽力をいただきました。心から厚く御礼を申し上げます。誠にあり

がとうございます。

皆さんへの感謝の気持ちをお伝えして、私からの御挨拶といたしたいと思います。ありがとうございます。

(5) 閉会

事務局から、伝達事項の連絡があった。

(以上)